

令和6年度アルバイト就業事業実施要項

鳥取県産業教育振興会
鳥取県教育委員会

- 1 目 的 高校生が長期間にわたってアルバイト就業をすることにより、社会的・職業的自立、社会・職業への円滑な移行に必要な力を育成する。
- 2 実施主体 鳥取県産業教育振興会、鳥取県教育委員会
- 3 期 日 長期休業期間中
- 4 受入事業所 本事業に協力いただける事業所で、高校生の就業場所としてふさわしい事業所
- 5 対 象 鳥取県内の高等学校及び特別支援学校高等部のうちアルバイト就業事業の趣旨に賛同する学校に在籍する生徒
- 6 労働条件 アルバイト就業受入事業所の定めるところによる。
- 7 保 険 雇用者である受入事業所にて加入する。
(平成25年度までは県産業教育振興会をとおしてアルバイト希望生徒全員に対し、インターンシップ・ボランティア等体験活動保険に加入していたが、この保険への加入が認められなくなったため)
- 8 申込期間 申込開始 夏季分：令和6年 7月10日(水)
冬季分：令和6年11月27日(水)
※締切日は受入事業所の定めるところによる。
- 9 実施方法
 - (1) 鳥取県教育委員会事務局が、本事業に協力していただける事業所のうち、高校生の就業場所としてふさわしい事業所のリストを学校へ送付する。
 - (2) 学校は、就業受入事業所リストを希望する生徒に提示する。なお、学校においては本事業を進路指導部で扱うものとする。
 - (3) 学校は、生徒の希望があり、就業に問題がないと判断した場合、保護者の同意を得て、直接受入事業所に生徒の就業を申し込む。
 - (4) 学校は、各校において事業所の受け入れが確定した時点で、「アルバイト就業事業におけるアルバイト申込状況報告」(別紙様式1)を鳥取県教育委員会事務局高等学校課長あてに提出する。
 - (5) 学校は、事業の趣旨をふまえ、生徒の就業状況を適宜確認し、状況に応じて指導する。
 - (6) 生徒は、就業期間終了後すみやかに「就業日誌」(別紙様式2)及び報告書を学校に提出する。
 - (7) 学校は、生徒の「就業日誌」及び報告書に基づき、成果と課題を把握し、生徒の「就業日誌」及び報告書とともに鳥取県教育委員会事務局高等学校課へ報告する。
 - (8) 受入事業所は、生徒のアルバイト就業終了後、「アルバイト就業事業報告書(事業所用)」(別紙様式3)を鳥取県教育委員会事務局高等学校課へ提出する。